

# 国民健康保険対象の皆さんへ

問 市役所GF（グラウンドフロア）  
保険年金課 ☎(21)1148

## 新しい国民健康保険証を7月中旬に簡易書留で送付します

8月1日から使用する国民健康保険証の有効期限は令和3年7月31日までです。

ただし、令和2年8月2日から令和3年7月31日までに次の①②に該当する人は有効期限が短くなっています。



### ① 75歳になる人

有効期限が誕生日の前日になっていきます。75歳の誕生日以降は後期高齢者医療保険に変わります。

### ② 70歳になる人

有効期限が誕生月の末日（1日生まれの人は誕生日の前日）になっています。病院窓口での負担割合を記載した新しい保険証を送付しますので、誕生月の翌月1日（1日生まれの人は誕生日）から使用してください。

## 病院窓口で支払う自己負担割合（70歳～74歳）

医療機関を受診したときの自己負担割合は、住民税の課税標準額等によって決定します。

※課税標準額とは、総所得金額から各種控除や必要経費を除いたあとの金額

### 自己負担割合の判定

◎ 2割負担となる人（現役並み所得者以外）  
同じ世帯に課税標準額が145万円以上で国民健康保険に加入している70歳～74歳の人がいない場合

※基礎控除後の合計総所得が210万円以下であれば該当。

### ◎ 3割負担となる人（現役並み所得者）

同じ世帯に課税標準額が145万円以上で、国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が1人でもいる場合



※下記の表に該当する場合

は申請により自己負担割合が2割となります。

申請により自己負担割合が2割になる場合	
国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が世帯に1人いる場合	合計収入が383万円未満
国民健康保険に加入している70歳～74歳の人が世帯に2人以上いる場合	合計収入が520万円未満

## 脱退について

現在国民健康保険に加入している人で、就職などによりほかの健康保険に加入した場合や、家族の健康保険の被扶養者となった場合などは、国民健康保険の脱退手続きをする必要があります。詳しくはお問い合わせください。

## 国民健康保険の限度額適用認定証の更新を受け付けます 7月1日(水)から受付開始

医療機関を受診したとき、限度額（所得区分によって異なります）を超えた自己負担分は申請により高額療養費として支給されます。ただし、あらかじめ限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受けて、医療機関に提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額までになります。非課税世帯の人は入院時の食事代を減額することもできます。

70歳未満	課税世帯		更新が必要
	非課税世帯		更新が必要 ※食事代の減額あり
70歳～74歳	課税世帯	課税所得 690万円以上	申請不要
		課税所得 145万円以上 690万円未満	更新が必要
	非課税世帯	課税所得 145万円未満	申請不要
		非課税世帯	更新が必要 ※食事代の減額あり

### ■更新の申請期間 7月1日(水)～8月31日(月)

既に認定証をお持ちの人は、7月末で有効期限が切れますので、必要な人は8月末までに更新の手続きをください。7月中に申請をした人は7月末までにご自宅に送付します。

※新規申請は随時受け付けます。その場合、申請月の初日から有効となり、申請月前月までの受診分は対象外となりますのでご注意ください。

※国保税に滞納があると発行ができない場合があります。

### ■申請に必要なもの

- ①国民健康保険証 ②印鑑 ③現在お持ちの認定証（更新者）
- ④写真付きの身分証明書（有効期限内のもの）
- ⑤マイナンバーの確認ができるもの

※非課税世帯の人で長期入院該当者（申請月以前の1年間で入院日数が91日以上ある人）は、入院日数を確認できる書類（領収書など）が必要です。

※出張所でも受付できますが、認定証は後日郵送になります。

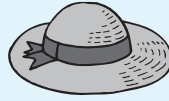
申・問 保険年金課 ☎21-1148

# 後期高齢者医療 対象の皆さんへ

申問 市役所GF(グランドフロア)  
保険年金課 ☎(21)1148

## 新しい保険証を 7月中旬に簡易書 留で送付します

現在の桃色の保険証の有効期限は7月末です。



8月以降は新しい保険証(水色、折りたたみ型)をお使いください。

※保険料額決定通知書とは別に送付します。

## ◆新しい保険証の有効期限 令和3年7月31日

※裏面に臓器提供の意思表示ができません。

※『一部負担金の割合』は令和元年(平成31年中)の所得に基づいて判定されます。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和3年7月31日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
住所	大分県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	性別
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合	〇割	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
被保険者名	大分県後期高齢者医療広域連合	

注意事項  
1 保険証を紛失等について診察を受けるときは、必ずこの保険証をその窓口で提示してください。  
2 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちにこの保険証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、この保険証を添えてください。  
3 この保険証の記載事項が変更されたときは、14日以内に、この保険証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。  
4 保険料額を超過したときは、この保険証を使用することはできません。また、有効期限内でも負担割合等記載内容に変更があった場合は、新しい保険証が交付されますので、それまでお持ちの保険証はすみやかに返還してください。  
5 本証はこの保険証を使用し、用法により非課税として税後の処分を要するものではありません。  
特別の事情がない限り、保険料を滞りなく納付し、この保険証を返還していただくことがあります。

(保険証イメージ)

▶今回送付する保険証の色は「水色」です。

## 令和2年度保険料額 決定通知書を7月中 旬に送付します

保険料の納め方については、特別徴収(年金からの引落し)と普通徴収(納付書での納付または口座振替)があります。納め方や保険料額、納期などは通知書をご確認ください。

## 限度額適用・標準 負担額減額認定証

◆現在認定証をお持ちの人の現在発行している認定証の有効期限は7月31日です。令和2年度も住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。

※昨年度と保険証の一部負担金の割合(1割・3割)が変更となった世帯は、認定証が送付されません。

※令和2年度住民税未申告の人がいる世帯は、認定証が送付されません。

※『区分Ⅱ』に該当する人で、認定証の発行日から91日以上入院がある人は、長期入院該当の申請ができます。

## ◆現在認定証をお持ちでない人

令和2年度住民税非課税世帯に属する人、または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する人は新規に申請ができます。

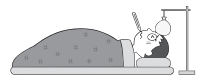
- 申請に必要なもの
- ① 保険証、② 印鑑、③ 写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)、④ マイナンバーの確認できるもの

## 新型コロナウイルス 感染症に係る傷病手当 制度の創設

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、療養のために働くことができない人に傷病手当金を支給します。

## 支給対象

- ① 別府市国民健康保険または大分県後期高齢者医療の被保険者
- ② 勤務先から給与等の支払いを受けていること
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関連する入院や療養(検査で陽性と判定されていなくても、発熱などの自覚症状があつて休んだ場合も含む)のために働くことができないこと
- ④ 4日以上仕事を休んでいて、給与等の支払いが受けられないか減額されていること(4日目以降が支給対象)



## 対象期間

令和2年  
1月1日(水)祝)  
9月30日(水)まで

※期間内であれば遡っての申請が可能です。また入院等により最長1年6か月まで延長されます。

## 申請方法

原則郵送での申請です。左記へご連絡ください。

申問 保険年金課  
☎(21)1158

## 国民健康保険・ 後期高齢者医療制 度夜間窓口

「日中仕事などで納付に行けない」「社会保険に入らなけれど日中仕事で脱退の手続きに行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。



日時 7月9日(木)、21日(火)  
17時30分〜20時

申問 保険年金課  
☎(21)1148

## 財政状況の公表 別枠速見広域圏 事務組合

令和元年度10月〜3月期の財政状況をホームページで公表しています。

HP <http://www.bekkihaya-mi-ota.jp/>

申問 別枠速見地域広域市町村圏事務組合  
☎(21)1126

# 介護保険の利用者負担について

## 介護保険負担割合証を7月中旬に送付します

要支援・要介護認定または総合事業の認定を受けている人を対象に、令和2年8月からの利用者負担の割合を示した「介護保険負担割合証（桃色）」を7月中旬に郵送します。

介護サービス利用時の利用者負担は基本的に1割負担ですが、65歳以上（第1号被保険者）の人で、前年中に一定以上の所得がある人は2割または3割負担になる場合があります（負担割合は令和元年中の所得金額などに基き決定します）。



8月から介護サービス利用時の利用者負担の割合を示す証明書になりますので、利用する介護サービス事業所などに証を提示してください。

**■3割負担の対象となる人**  
次の要件の全てを満たす人

- ① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上
- ② 同じ世帯の65歳以上の人（本人含む）の年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた金額が年間一定額以上（単身世帯は340万円以上、2人以上の世帯は463万円以上）

### ■2割負担の対象となる人

- ① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満
- ② 同じ世帯の65歳以上の人（本人含む）の年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた金額が年間一定額以上（単身世帯は280万円以上340万円未満、2人以上の世帯は346万円以上463万円未満）

### ■1割負担の対象となる人

3割・2割の条件に該当しない人

※64歳以下の人、住民税非課税の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人、生活保護受給者は1割負担です。詳細は右記へお問い合わせください。

## 介護保険の低所得者向け利用者負担軽減

### ■介護保険利用者負担限度額認定

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）・ショートステイでの食費・居住費について、低所得の人は申請により所得段階に応じて負担額の軽減が受けられます。

対象 生活保護を受給している人、または次の要件の全てを満たす人

- ① 世帯全員が住民税非課税であること
- ② 配偶者が別世帯でも住民税非課税であること
- ③ 預貯金等の額が単身で1千万円、夫婦で2千万円以下であること

### 申請に必要なもの

介護保険被保険者証、印鑑、本人及び配偶者の預貯金通帳等の原本または写し

### 注意事項

有効期間は申請月の月初からとなります。既に軽減を受けており

申請・問 市役所1階 高齢者福祉課

☎(21)1463

継続して利用する人は、8月26日(木)までに窓口または郵便（必着）で更新申請の手続きが必要です。

※新型コロナウイルス感染症防止の混雑緩和のため、更新期間を延長しています。

### ■社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度

社会福祉法人が提供する施設及び訪問介護サービスなどの利用者負担額のうち、100分の25を軽減します。

対象 次の要件の全てを満たす人

- ① 世帯全員が住民税非課税
- ② 単身世帯で年収150万円以下、預貯金350万円以下（一人増すごとに年収で50万円、預貯金で100万円を加算）
- ③ 活用できる資産がない
- ④ 親族などに扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

※介護保険施設・ショートステイでの食費・居住費の軽減については⑥も含む

### 申請に必要なもの

⑥ 介護保険負担限度額認定証が交付されている  
介護保険被保険者証、印

## 市税徴収強化に大分県職員を派遣

大分県では「県と市町村との連携による地方税徴収強化対策」を実施しており、別府市に7月1日付で県職員が派遣されました。

この制度は、個人住民税等の収入確保、市税務職員等の滞納整理の技術向上を目的としています。別府市では、12月末まで大分県税事務所の職員とともに、滞納整理等を実施します。

また、杵築市、国東市、日出町との間で税務職員を相互派遣し、共同滞納整理など協力を強化します。

### 問 債権管理課

☎(21)11221



## おおいた夏の 事故ゼロ運動

おこさずあわず事故ゼロ

夏は交通量の増加や暑さによる疲労などから交通事故の増加が懸念されます。

高齢者や子どももの交通事故防止と、横断歩道でのマナーアップを心がけ、「交通事故のない、安全で、安心なまち別府」を目指しましょう。



期間 7月13日(月)～22日(水)  
問 防災危機管理課  
☎(21)2255

## 農地農業相談

日時 7月16日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階  
農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員

農地利用最適化推進委員  
※事前予約が必要です。7月8日(水)までに電話で左記へお申し込みください。

申 農業委員会事務局  
☎(21)1178

## 交通安全指導員募集

内容 左記の小学校付近、

登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただく人。

性別は問いません。

募集校区

南小、大平山小

謝礼 10万円(年額)

指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)

問 防災危機管理課

☎(21)2255



©Team Beppyon

## 普通救命講習(中止)

毎月第2日曜日に開催予定の普通救命講習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間中止します。資格取得などのため修了証が必要な場合は別途ご相談ください。

問 消防本部警防課

☎(25)1124

## 消防団員募集

街を守りに行ってきます

対象 別府市に居住する18歳以上の人(大学生も可)

身分・処遇など

- ・特別職の地方公務員として活動し、年報酬や各種手当を支給
- ・5年以上勤務し退団した場合、退職報償金を支給
- ・消防団活動に必要な被服などの支給(活動服・アポロキャップなど)

- ・消防団活動中の負傷や事故に対しての補償
- ・職務にあたって功労・功績があった場合の表彰

問 消防本部庶務課  
施設消防団係

☎(25)1123

## 祝日のごみ収集

7月23日(木)祝海の日、24日(金)祝スポーツの日は、当該対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、ご確認のうえお出しください。

問 環境課清掃事務所  
☎(66)5353



## 別府市功労表彰推薦募集(市民活動部門)

市民活動(ボランティア・善行活動など)を長年にわたって続け、社会に貢献されている人をご紹介します。

表彰対象 市民もしくは市に関係ある個人、または市内に主たる事務所を有する団体

対象となる活動 ①常時または定期的に行われたボランティアで市民生活の向上に貢献した活動(月1回以上の活動で、個人10年以上・団体12年以上)

②他の模範となる善行活動

③公共的団体等へ継続して行った寄付(個人20年以上・団体25年以上)

推薦方法 推薦書に記入・押印し、直接または郵送で下記へ提出してください。

募集期限 7月22日(水) ※郵送は必着。

※推薦書は、下記窓口や各出張所、各地区公民館で配布しています。

また市ホームページからもダウンロードできます。

選考方法 別府市表彰審査会で審査し、受賞者を決定します。

決定 9月以降に通知 表彰式 11月3日(火・文化の日)

推薦・応募・問 〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市秘書広報課 ☎21-1123



▲令和元年度別府市功労表彰式の様子

## 「ご存じですか」 建築物の定期報告

今年度は飲食店・店舗・遊技場などが対象です

あなたが所有または管理している建築物は、廊下や階段が物置代わりになっていたり、防火戸が作動しなかったりしていませんか。これらを放置したままだと、災害時に人命に危険を

及ぼすことになりかねません。危険を予防するため、建築物の所有者または管理者は、定期的に専門技術者へ調査や検査を依頼し、その結果を報告することが建築基準法で義務付けられています。

今年度は表1の建築物が定期報告の対象になりますので、建築物を所有または管理する人は建築士

(設計事務所など)に相談し、必ず報告してください。  
報告期間 7月1日(水)～12月18日(金)

また、表2の防火設備及び小荷物昇降機が従前の建築設備等に加え定期報告の対象となっています。  
※小荷物昇降機等の報告は大分県昇降機センターまで。  
報告・問い合わせ 建築指導課  
☎(21)1487

表1 定期報告が必要な建築物 (Aの用途でBのいずれかに該当)

A：建築物の用途	B：規模など
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階にあるもの (200㎡超) ② 客席部分の面積の合計が200㎡以上 ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの (200㎡超)
観覧場、公会堂、集会場	① 3階以上の階にあるもの (200㎡超) ② 客席部分の面積の合計が200㎡以上 ③ 地階にあるもの (200㎡超)
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 3階以上の階にあるもの (200㎡超) ② 2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③ 対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④ 地階にあるもの (200㎡超)
体育館 (学校付属のものを除く)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	① 3階以上の階にあるもの (200㎡超) ② 対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上

表2 対象となる防火設備及び小荷物昇降機

種別	対象
小荷物昇降機	フロアタイプのものに限る
防火設備	① 定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備 ② 以下にあげる用途のうち床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設など

## 高齢者世帯リフォーム支援事業

### 高齢者世帯の改修工事費用を補助します

(主にバリアフリー改修工事に関すること)

☎・☎ 高齢者福祉課

☎21-1442

#### 交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、かつ居住している65歳以上の高齢者がいる世帯であること
- ・市税を完納している世帯であること
- ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満であること(世帯員に18歳～64歳の人がいる場合の収入においては公的年金等を除く)
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

#### 施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所(本店)を有する法人
  - ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

**住宅要件** 高齢者世帯が居住している住宅(※住宅所有者の同意が必要)

**対象工事** 高齢者用の居室(寝室等)の増築及び内装改修工事、バリアフリー改修工事など(30万円未満の工事は対象外)

**補助金額** 補助対象工事費の20%(上限30万円) **申請期間** 7月10日(金)～8月31日(月)

※申請受付は先着順です。募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切る場合があります。

**【注意事項】** 既に着工している工事は対象外です。



## 危険ブロック塀等 除却費用の補助

### ■補助対象

コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他が組積造による塀

### ■補助要件

次の①～④の全てに該当し、市が危険であると確認したブロック塀など

- ① 道路に面するもの
- ② 高さが1m以上のもの
- ③ ひび割れまたは傾きが認められるもの
- ④ 建築基準法第44条第1項（道路内の建築制限）の規定に違反していないもの

※上記のほか、地震などの発生により倒壊のおそれがあるなど、状況により対象となる場合があります。

※隣家との境界や敷地内の通路に面しているものは対象外

### ■補助対象者

別府市内にブロック塀などを所有または管理する人でブロック塀などの除却を行う人

※ただし、次のいずれかに該当する人は除く

◇ 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体

◇ 補助申請を行う土地で、この補助金の交付を受けたことがある人

（この補助金によるブロック塀などの除却は、一面の土地につき一度のみ）

◇ 交付決定前に業者との契約や除却工事を行った人

### ■補助金額

ブロック塀など除却費用の2分の1以内（上限7万円※千円未満切り捨て）

### ■申請期限

令和3年1月29日（金）まで

※令和3年2月26日（金）までに完了報告ができるものに限ります。

※申請受付は先着順です。

なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

申請 建築指導課

☎ 21-1114



## 子ども医療費の助成を拡大します

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年10月診療分から助成対象を拡大します。

新たに市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る医療費（保険診療分）が助成対象になります。

区分	小・中学生	
	改正前	改正後
助成対象	入院のみ	市町村民税が 非課税世帯…入院・通院 課税世帯…入院のみ

助成を受けるためには、申請が必要です。小・中学校を通じて配布するお知らせをご確認ください。

☎ 子育て支援課 ☎ 21-11427

## 三世帯同居世帯リフォーム支援事業 三世帯同居世帯の改修工事費用を補助します

申・問 子育て支援課  
☎ 21-11427

交付対象条件 次の全てに該当すること

- ・別府市に住所を有し、18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯であること（出産・転居等により申請日以降に三世帯同居となる世帯を含む）
- ・市税を完納している世帯であること
- ・過去に国及び地方公共団体から住宅の改修に伴う補助金の交付を受けていないこと

施工者要件

- 次のいずれかに該当すること
- ・別府市内に主たる事業所（本店）を有する法人
- ・別府市の住民基本台帳に記録されている個人

住宅要件 別府市内にある既存住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合も含む）

対象工事 ①玄関、②トイレ、③浴室、④キッチン

上記に掲げる4つの部位のうち、1部位以上を増設する工事

補助金額 補助対象工事費の50%（上限75万円） 申請期間 7月1日（水）～12月11日（金）

- ※1 申請受付は先着順です。なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切らせていただきます。
- ※2 昭和56年5月以前に建てられた耐震性の無い木造住宅で申請を行う場合は、リフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが条件となります。
- ※3 同時に行う世帯を区切るための間仕切り壁やドアの設置工事、省エネ改修工事（窓・外壁・屋根などの断熱化に係るもの）なども補助の対象となります。

【注意事項】 既に着工している工事は対象外です。





# 市営住宅入居者募集

申問  
別府市住宅管理センター  
☎(21)2200

## 申込期間

7月6日(月)～17日(金)

## 抽選日

7月25日(土)

### ◆一般公営住宅(30戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でないこと
- ⑤世帯員の所得を合算し

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	A	4	単身者 単身者・家族
	1	G	3	
	1		4	
	1	C	3	
	1	D	3	
	2	F	3	
	1	I	5	
	1		2	
鶴見	1	C	4	単身者・家族
	1	D	2	
	1	E	4	
	1	G	4	
	1	H	3	
	1		5	
西別府	1	C	6	家族
宮園	1	A	4	
	1	B		
石垣原	1	A	2	
北中	1	C	4	
古賀口	1	C	3	
平田	1	—	4	
緑ヶ丘	1	A	1	
扇山	1	C	3	
	1	D		
荘園	1	A	2	
	1	B		
石田	1	A	4	
	1	B		
小倉	1	B	2	
	1	—		
真光寺	1	—	4	
	1	—		7

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です  
市営住宅の申し込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

- ⑥入居日時点で満60歳以上であること
- ⑦身体障害者手帳(1級～4級)を持っている
- ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)
- ⑨知的障がい者(⑧と同程度)
- ⑩生活保護受給者

◆特定公共賃貸住宅(2戸)  
申込資格 一般公営住宅の  
必要書類(要印鑑)を添え、期限内に申し込みを。  
※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。  
■申込上の注意事項  
①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です  
市営住宅の申し込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

て控除後の月額所得が15万8千円以下  
※条件により所得の上限が緩和されることがあります。  
和されることはありません。  
単身で申し込む場合  
上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当  
⑥入居日時点で満60歳以上であること

必要書類(要印鑑)を添え、期限内に申し込みを。  
※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。  
■申込方法  
①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選

後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合には申込みができます。  
②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は入居できません。  
③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。  
④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。  
空家情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)  
大分県住宅供給公社ウェブサイト (www.oita-jtk.jp)  
「大分県住宅供給公社」↓  
「別府市営住宅」  
各出張所窓口 間取りのみ

## 空家バンクに登録しませんか

賢くRe活用! その悩み、空き家バンクで解決  
市では、空き家を利活用し、移住や定住を検討している人を支援するために「空家バンク」制度を実施しています。お持ちの空き家の悩み解決にご活用ください。

建築指導課  
☎(21)1114

## 社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会をつくりましょう  
7月は「第70回社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、全ての国民

が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、明るい社会を築いていく全国的な運動です。なお、期間中に行われる地区社会福祉協議会の催しは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

福祉政策課  
☎(21)1003

## 原爆展パネルを貸し出します(無料)

被爆者の苦悩とたたかいたが浮かび上がるよう、映像と証言を組み合わせて制作された「証言パネル」です。地域や学校での平和学習などに活用してください。



▲原爆と人間展

### 貸出期間

7月1日(水)～8月31日(月)  
※8月2日(月)～18日(火)は除く。

### パネルのサイズ

B2版(縦73cm×横52cm)

### パネルの枚数 全30枚

### ◎ 社会教育課

☎(21)1587

## 人権啓発センターの各種講座

### 場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目7番5号)

### ■人権ミニ講座

日時 7月16日(木)

10時～11時30分

### 演題

障がいはあるけど仕事に障がいはない

### 講師

ソニー・太陽㈱ 大

イバースピジネス部 統括部長 瀬口晋二郎さん

### ■市民人権講座

日時 7月29日(水)

10時～12時

### 演題

共生社会実現に向けて

### 講師

別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター 主任相談

支援専門員 青山昌憲さん

### ◎ 人権同和教育啓発課

☎(21)1291

人権啓発センター

☎(23)6163

## 人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日9時～16時

※祝日、年末年始は除く。

### ◎ 場所・人権啓発センター

(石垣東10丁目7番5号)

☎(23)6163

## 発達に心配のあるお子さんの就学相談会

令和3年度に小学校入学予定で、障がいなどにより発達に心配のあるお子さん

の就学相談会を行います。

日時 9月25日(金)

9時30分～14時30分

※1人30分程度の予定。秘密厳守で個別に行います。

### ◎ 場所

市役所5階大会議室ほか

### ◎ 内容

①発達に心配のある幼児への接し方 ②就学や保育・教育に関すること

### ◎ 相談員

医師、学識経験者、特別支援学校及び小・中学校関係者など

申込方法 事前に左記へ連絡し、8月17日(月)までに「就学相談票」を提出

◎ 学校教育課

☎(21)1574

## 体罰等によらない子育てを広げましょう

子どもへの体罰は法律で禁止されました。一人ひとりが意識を変え、子育て中の

保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなければなりません。子どもの成長に温かいまなざしを向け、体罰などによらない子育てを広げましょう。

◎ 虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(イチハヤク)

※通話料無料

### ◎ 子育て支援課

☎(21)1239

### わたしたちのねがい

## 性の多様性と人権 ～LGBT(性的少数者)～

同性に恋愛感情をもつ人や、身体と心の性が違う人などのことを「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」などといいます。また、以下のアルファベットの頭文字を取って「LGBT」ともいわれています。

L(レズビアン) 同性を好きになる女性

G(ゲイ) 同性を好きになる男性

B(バイセクシュアル)

異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人

T(トランスジェンダー) 身体の性と心の性が違う人

そのほかに、自分の性のあり方を決められなかったり、迷ったりする人、または性別を「男」と「女」のみに二分することになじまない人なども含まれます。

一般的に性は「男性」と「女性」の2つに分けられていますが、これは生まれたときの「身体の性別」(戸籍上の性別)で決められています。しかし、「身体の性別」と「心の性別」は必ずしも同じとは限らず、好きになる性も異性だけでは限りません。

2018年に6万人を対象とした調査では、LGBT(性的少数者)に該当する人は8.9%で、11人に1人いるといわれています。

LGBTという言葉は徐々に知られてきていますが、社会全体での認知度が十分ではなく、誤った認識が偏見や差別を生み、学校や職場で生きづらさを感じている人もいます。

自分とは違う様々な性のあり方を理解することは難しいかもしれませんが、人の数だけいろいろな性のあり方があり、みんな違っているのが当たり前のことです。

常に自分の周りにもLGBT(性的少数者)がいるかもしれないという意識を持ち、性のあり方を理解することで、誰もが「ありのままの自分で生きられる社会」をみんなでつくっていきましょう。

### 7月の無料人権相談 お気軽にご相談ください(予約優先)

日時 8日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所 庁内会議室

◎ 人権同和教育啓発課 ☎21-1291







## 新学校給食共同調理場開設に向けて（第3回） 学校給食・食育推進等検討委員会で話し合ったこと

別府市教育委員会は、新共同調理場における一層の食育推進などを検討するため、「別府市学校給食・食育推進等検討委員会」を設置しました。この委員会は、学識経験者・学校長・保護者・調理関係者で構成され、昨年12月の設置からこれまでに5回の委員会を開催し、様々なご意見をいただきましたのでご紹介します。

☎ スポーツ健康課 ☎ 21-8088

### 安全安心な給食について

- ・現在使われている食器は意外と重い。機能性やコストなど総合的に判断して決定してほしい。
- ・保護者に給食の情報提供をしっかりしてもらいたい。



### おいしい給食について

- ・現在の大量調理器具は本当に進んでいるので、ぜひ多く取り入れてもらいたい。
- ・調理器具をしっかり使いこなして、さらにおいしい給食を提供してもらいたい。



### 食物アレルギー対応

- ・これまで小学校でできていた対応は継続してもらいたい。食物アレルギーを持つ子どもの親は大変不安だと思う。
- ・単独調理場でできていた対応が共同調理場になったからといってできなくなることはない。命に関わることなので、最大限の注意を払ってもらいたい。



### 地産地消・食育について

- ・地場産物の使用は安定供給や価格設定、生産者不足など課題が多いが価値は高い。関係者と密に協議し、ぜひ実現してもらいたい。
- ・調理場と学校が離れていても、アイデア次第で食育は可能。栄養教諭と栄養士には期待している。



### その他

- ・シンポジウムのアンケートの回答はとても大事な内容なので、新共同調理場の運営に生かしてほしい。

上記以外にも、委員の皆様には毎回沢山の意見や要望、指摘をいただいています。別府市教育委員会は、これらの意見をできる限り実現し、子どもたちや保護者にとってより良い新共同調理場をつくるために尽力していきます。8月号では、6月末に完成する「別府市新学校給食共同調理場整備基本計画」についてご説明します。

## 風水害への備えを確認しましょう

### ■在宅避難への備え

停電や断水時でも自宅での生活を続けられるように、水や食料（調理せず食べられるもの）、懐中電灯や携帯トイレなどを準備しましょう。市報6月号23ページもご確認ください。



### ■避難所へ避難する場合の非常持ち出し品

別府市防災マップなどに掲載されているもののほか、新型コロナウイルス感染症対策として下記のような物もご持参ください。体温計、マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋、石けん、（ペーパー）タオル、室内用上履き（スリッパなど）、換気のための避難所の窓開放に備えた防寒・熱中症対策用品、筆記具



☎ 防災危機管理課 ☎ 21-2255

## 別府四季のカレンダーの発行を見合わせます

令和3年版の別府四季のカレンダーは、新型コロナウイルス感染症対策のため発行を見合わせます。例年7月から行っている写真の募集は実施しません。



☎ 秘書広報課 ☎ 21-1123

## 市の施設の開館情報は市ホームページをご覧ください

HP 市トップページ→  
新型コロナウイルス感染症情報  
まとめ→施設情報



☎ 秘書広報課 ☎ 21-1123

## 消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時30分

※祝日は除く。

相談員

消費生活専門相談員

場所・問 別府市消費生活センター

(市役所4階)

産業政策課内)

☎(21)1881

☎(21)1881



## 債務者相談会(要申込)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

日時 7月9日(木)、22日(水)

13時30分～16時30分

場所 別府市男女共同参画センターあす・べっ

ぶ(野口原)

申込方法 事前に電話で左

記へ申込み。

定員 各6人(先着順)

申込 産業政策課

☎(21)1881

☎(21)1881

# 郵便番号を登録するだけで スマートフォンから防災情報が流れます

別府市では防災情報伝達手段として、新たに防災放送アプリ(コスモキャスト)のサービスを開始します。この放送アプリをインストールし、お住まいの地域の郵便番号を登録することで、防災スピーカーから離れている地域や、周囲の騒音・雨音の影響でスピーカーの音声が聞こえにくい場所などでも、戸別受信機のように市民の皆さんのスマートフォンからリアルタイムに防災放送が流れます。想定している配信情報は、避難情報、気象情報、J-A L E R Tの放送、避難所情報などです。



情報を受け取るためにはアプリのインストール・登録が必要です。

◇登録・試験運用開始 7月15日(水)から

◇本格運用開始 8月1日(土)から

緊急放送、緊急放送。

警戒レベル4、避難勧告発令。

こちらは別府市役所です。



音声放送は、後から情報を選んで聞きなおすこともできます。

音声放送以外に、文書メッセージのみでお知らせする場合があります。

※緊急放送はマナーモードでも音が出ます。ただし、スマートフォンなどの電源を入れていないときは受信できません。

## アプリのインストール・登録方法(無料)

①端末がiOS(iPhoneやiPadなど)の場合はAppストアから、アンドロイドの場合はPlayストアから「コスモキャスト」と検索し、アプリをインストールします。

※下記のQRコードからもアクセスできます。

②情報が欲しい場所の郵便番号7桁を入力し「検索」→「登録」で完了です。

※アクセス関係の許可は全て許可してください。音声の録音に必要です。写真や動画など不要なアクセスは行いません。



◀「コスモキャスト」アプリのアイコン



◀ iOS 端末は  
こちら

アンドロイド端末は  
こちら▶



問 防災危機管理課  
☎21-2255